

倉吉市上下水道局企業管理規程第2号

倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程及び倉吉市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程及び倉吉市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

(倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程の一部改正)

第1条 倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程(令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(局長の専決事項) 第6条 局長の専決する事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) <u>指定公金事務取扱者の指定及び委託</u> に関すること。 (17)～(19) 略	(局長の専決事項) 第6条 局長の専決する事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) <u>私人への徴収又は収納の事務の委託</u> に関すること。 (17)～(19) 略

(倉吉市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 倉吉市上下水道局会計規程(昭和43年倉吉市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(口座振替の申込み) 第17条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)第21条の2の規定により口座振替の方法で納付しようとする納入義務者は、 <u>管理者が別に定める方法により</u> 出納取扱金融機関等に <u>申込み</u> をしなければならない。当該口座の変更又は解約をしようとするときも同様とする。	(口座振替の申込み) 第17条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)第21条の2の規定により口座振替の方法で納付しようとする納入義務者は、 <u>口座振替申込書を出納取扱金融機関等に提出</u> しなければならない。当該口座の変更又は解約をしようとするときも同様とする。
(領収書の交付) 第18条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び法第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき公金の徴収又は収納の事務を受託している者(以下「 <u>指定公金事務取扱者</u> 」という。)は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、納付者の申出により、領収書の交付を省略することができる。	(領収書の交付) 第18条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等及び法第33条の2の規定に基づき <u>公営企業の業務に係る公金の収納の事務を受託している者</u> (以下「 <u>収納事務受託者</u> 」という。)は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、納付者の申出により、領収書の交付を省略することができる。

できる。

2 略

(収納金の取扱い)

第19条 略

2～4 略

5 指定公金事務取扱者は、現金を収納したときは当該現金を収納した日から契約で定める期間までに、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を企業出納員に送付し、又はその収入について記載した領収済通知書を添えて当該現金を出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(過誤納金の還付)

第21条 略

2 略

3 管理者は、第1項の過誤納金について、指定公金事務取扱者に支出の事務を委託した場合は、必要な資金を指定公金事務取扱者に交付するものとする。

4 指定公金事務取扱者は、前項の過誤納金を支出したときは、遅滞なく報告書を作成し、債権者から徴した領収書その他の証拠となるべき書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(資金前渡及び前金払の限度額)

第27条の2 略

(1)・(2) 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、建設工事に係る前金払については、倉吉市建設工事執行規則（昭和50年倉吉市規則第18号）第60条に定めるところによるものとする。

(繰替払)

第27条の3 施行令第21条の8第3号の規定により公共下水道事業受益者負担金の前納報奨金の支払いは、出納取扱金融機関等にその収納に係る公共下水道事業受益者負担金の収入金を繰り替えて使用させるものとする。

2 略

2 略

(収納金の取扱い)

第19条 略

2～4 略

5 収納事務受託者は、現金を収納したときは当該現金を収納した日から契約で定める期間までに、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を企業出納員に送付し、又はその収入について記載した領収済通知書を添えて当該現金を出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(過誤納金の還付)

第21条 略

2 略

3 管理者は、第1項の過誤納金について、施行令第21条の11第1項の規定により収納事務受託者に支出の事務を委託した場合は、必要な資金を収納事務受託者に交付するものとする。

4 収納事務受託者は、前項の過誤納金を支出したときは、遅滞なく報告書を作成し、債権者から徴した領収書その他の証拠となるべき書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(指定納付受託者による納付)

第23条の2 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により、収入を収納することができる。この場合において、同条第2項の告示は、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「財務規則」という。）第35条の2の定めるところによる。

(資金前渡及び前金払の限度額)

第27条の2 略

(1)・(2) 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、建設工事に係る前金払については、倉吉市建設工事執行規則（昭和50年倉吉市規則第18号。以下「建設工事執行規則」という。）第60条に定めるところによるものとする。

(繰替払)

第27条の3 施行令第21条の8第3号の規定により公共下水道受益者負担金の前納報奨金の支払いは、出納取扱金融機関等にその収納に係る公共下水道事業受益者負担金の収入金を繰り替えて使用させるものとする。

2 略

<p>(行政財産の使用許可の基準等)</p> <p>第76条の2 <u>倉吉市財務規則(平成12年倉吉市規則第30号)</u>第148条から第150条までの規定は、管理者が別に定めるものを除き、公営企業の行政財産の使用許可について準用する。</p> <p>2 略</p> <p>(契約の手続)</p> <p>第93条 管理者が行う売買、賃借、請負その他の契約は、この規程に定めるもののほか、<u>倉吉市財務規則及び倉吉市建設工事執行規則</u>の例による。この場合において、<u>倉吉市財務規則</u>第118条中「令第167条の2第1項第1号の規則で定める額」とあるのは「<u>施行令第21条の13</u>第1項第1号の管理規程で定める額」と、同規則第118条の2第1項中「令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続」とあるのは「<u>施行令第21条の13</u>第1項第3号及び第4号の管理規程で定める手続」と読み替えるものとする。</p>	<p>(行政財産の使用許可の基準等)</p> <p>第76条の2 <u>財務規則</u>第148条から第150条までの規定は、管理者が別に定めるものを除き、公営企業の行政財産の使用許可について準用する。</p> <p>2 略</p> <p>(契約の手続)</p> <p>第93条 管理者が行う売買、賃借、請負その他の契約は、この規程に定めるもののほか、<u>財務規則及び建設工事執行規則</u>の例による。この場合において、<u>財務規則</u>第118条中「令第167条の2第1項第1号の規則で定める額」とあるのは「<u>施行令第21条の14</u>第1項第1号の管理規程で定める額」と、同規則第118条の2第1項中「令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続」とあるのは「<u>施行令第21条の14</u>第1項第3号及び第4号の管理規程で定める手続」と読み替えるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日において現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。)についての当該公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務に関する規定の適用については、令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。